

未来館基幹的設備改良工事
及び長期包括運營業務委託事業

事業者選定基準書

令和4年4月6日

伊佐北始良環境管理組合

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第2章 事業者選定の概要 | 1 |
| 1 事業者の選定の方法 | 1 |
| 2 審査体制 | 1 |
| 3 事業者選定手順 | 2 |
| 第3章 資格審査 | 3 |
| 第4章 提案審査 | 3 |
| 1 基礎審査 | 3 |
| 2 総合評価 | 3 |
| 3 評価項目及び配点 | 4 |
| 第5章 優先交渉権者の選定 | 11 |

第1章 総則

本事業者選定基準書は、伊佐北始良環境管理組合（以下「本組合」という。）が「未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する応募者の募集及び事業者の選定を行うに当たり、事業者選定委員会において、優先交渉権者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。

また、本事業者選定基準書は、本事業に参加しようとする者に交付する募集要項等と一体のものとする。

なお、本事業者選定基準書で使用する同一名称の用語の定義は、募集要項等において使用される用語の定義と同じものとする。

第2章 事業者選定の概要

1 事業者の選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、公平性及び透明性の確保、事業者における本組合のニーズの理解促進、事業者の創意工夫を発揮した提案の確保等の観点から、公募型プロポーザル方式により行う。

2 審査体制

本組合は、事業者の選定を公正かつ適正に選定するため、未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業に係る伊佐北始良環境管理組合事業者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会設置要綱」という。）に基づき、本事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。本組合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、学識経験を有する者より意見を聴取する。

選定委員会は、組合副管理者及び組合構成市町職員で構成する。

選定委員会は、選定委員会設置要綱第3条に基づき、次の7名の委員で構成する。

| | |
|------|-----------|
| 委員長 | 組合副管理者 |
| 副委員長 | 伊佐市環境政策課長 |
| 委員 | 伊佐市財政課長 |
| 委員 | 霧島市環境衛生課長 |
| 委員 | 霧島市財政課長 |
| 委員 | 湧水町住民税務課長 |
| 委員 | 湧水町企画財政課長 |

なお、本募集要項公表後から事業者決定までの間に、応募者が選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は、当該応募者を失格とする。

3 事業者選定手順

下記に示すフローで、事業者の審査及び選定を行う。

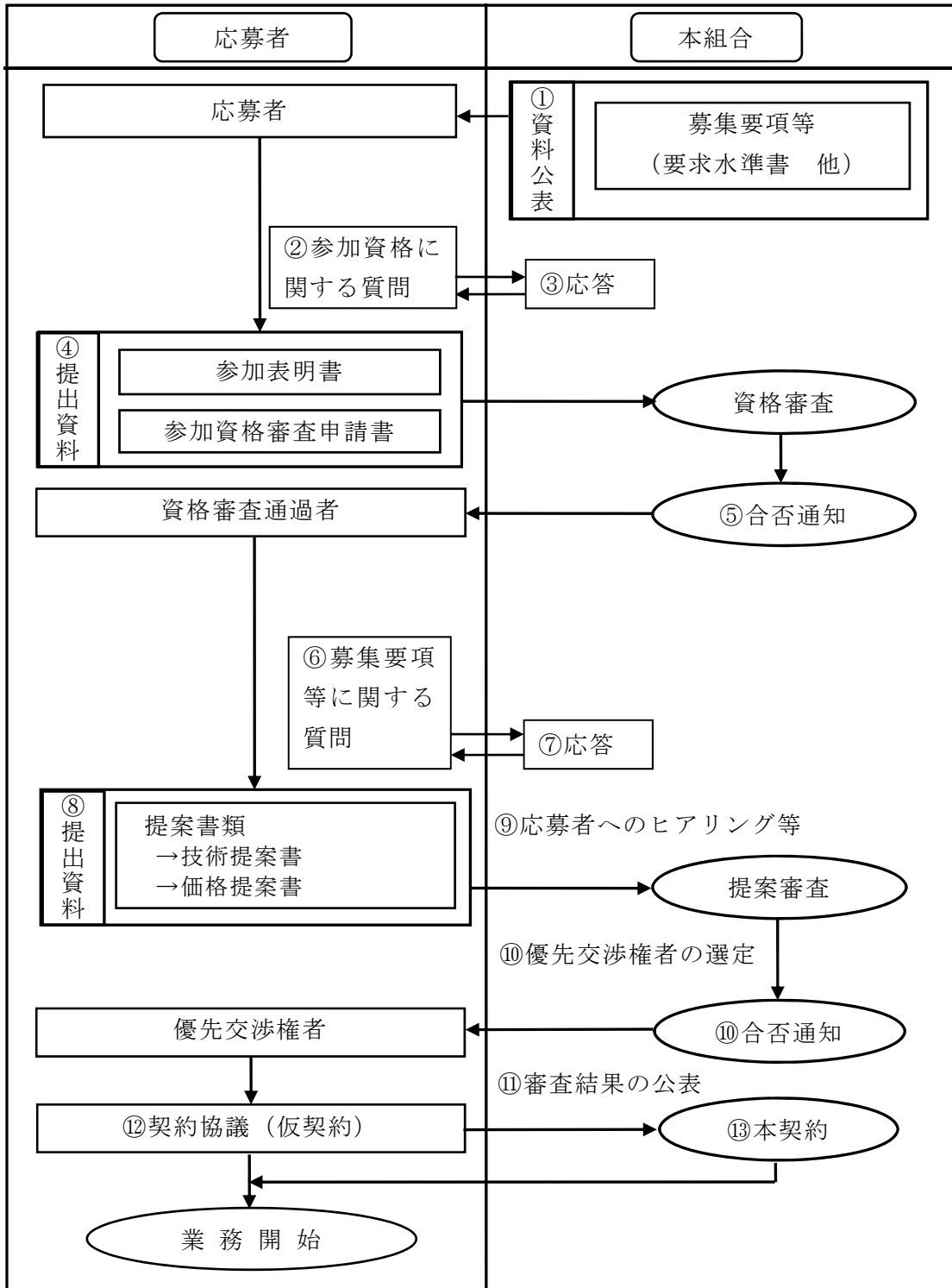


図 事業者の選定フロー

第3章 資格審査

本組合は、応募者から提出された参加資格審査申請書を基に、応募者が「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認を行う。

資格審査に合格した資格審査通過者のみが、次の段階として提案書類を提出し、参加できることとする。

第4章 提案審査

1 基礎審査

資格審査通過者から提出された提案書類について、提案内容が要求水準書を満足するものであること等の確認を行う。

なお、提案書類等が全て揃っていない及び基礎審査項目を満たしていない資格審査通過者は失格とし、基礎審査の結果は資格審査通過者の代表企業に書面により通知する。

(1) 提出書類の確認

- ① 募集要項等に示す提案書類の作成条件を満たしていること。(所定の様式、誤字脱字等)
- ② 提案書類において、同一事項に2通り以上の提案がないこと。
- ③ 提案事項間において、齟齬や矛盾等がないこと。

(2) 要求水準達成の確認

要求水準書に示す要求水準の達成条件を満たしていること。

(3) その他これらを実施するうえで必要な確認

2 総合評価

基礎審査を通過した資格審査通過者から提案された内容に対して、選定委員会は下記の事項について総合的な評価を行い、最も総合評価値（技術評価点と価格評価点との合計）が高い資格審査通過者を優先交渉権者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

また、最も総合評価値が高い資格審査通過者が同点で2者以上いる場合には、同点の者の中から該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決める。審査・評価の項目は、以下のとおりである。

- ① 事業全体に関する事項への提案
- ② 基幹的設備改良工事に関する事項への提案
- ③ 長期包括運營業務委託に関する事項への提案
- ④ 提案価格に関する事項

⑤ その他これらを実施するうえで必要な事項

なお、本組合は技術提案書に関するヒアリングを実施するが、ヒアリングの日程、場所等の詳細については、提案書類を提出した資格審査通過者に連絡する。

3 評価項目及び配点

(1) 技術評価項目及び配点

選定委員会は、本事業の基本方針に基づき、以下の評価項目について資格審査通過者に提案を求め、提案された内容を得点化する。評価項目、評価の視点及び評価の細目については、資格審査通過者の創意工夫による効率性を発揮させることで、本組合の公共サービス水準の向上及び財政負担の縮減を図るために、本組合が資格審査通過者に対して期待している事項であり、配点はその重要度を示したものである。

| 評価項目 | 評価の細目 | 評価の視点 | 配点 | |
|--------------|-------------|---|----|---|
| 1 事業全体に関する事項 | | | 15 | |
| 事業計画 | 事業計画 | ・設計・施工業務及び運營業務を一括受注することにより考えられる経済的あるいは技術的な利点が具体的に提案されているか。 | 3 | 5 |
| | 実施体制 | ・事業実施における様々なリスクを考慮して、設計・施工業務及び運營業務を円滑に進めるための適切な事業実施体制及び役割分担が具体的に提案されているか。 | 2 | |
| 事業の監視・リスク管理 | セルフモニタリング体制 | ・各事業段階におけるセルフモニタリングの実施体制、内容及び頻度が具体的に提案されているか。 | 2 | 6 |
| | モニタリング体制 | ・本組合が実施するモニタリングに対する協力体制等が具体的に提案されているか。 | 2 | |
| | リスク管理 | ・本事業で想定されるリスクに対する発生抑制の考え方及び顕在時の対応策が具体的に提案されているか。 感染症に関するリスクも含まれている。 | 2 | |
| 地元雇用・地元企業の活用 | 地元貢献の確認 | ・地元人材の雇用（人数等）や地元企業の活用（協力範囲、連携体制、資材調達範囲）が具体的に提案されているか。 | 4 | 4 |

| 評価項目 | 評価の細目 | 評価の視点 | 配点 | |
|--------------|-----------------|--|----|---|
| 2 | 基幹的設備改良工事に関する事項 | | 17 | |
| 二酸化炭素排出抑制の取組 | 二酸化炭素排出削減率 | ・工事後の二酸化炭素排出量を3%以上削減するために設計・施工上で留意すべき点を把握し、有効な対応策が具体的に提案されているか。 | 4 | 4 |
| 工程管理 | 施設全体の工事工程 | ・令和7年3月末の引渡しに向けた具体的な工事工程及び工事短縮について具体的に提案されているか。 感染症の影響を踏まえた工事の適切な工期の確保に向けた対応策も含まれている。 | 3 | 6 |
| | リサイクルプラントの工事工程 | ・令和6年4月1日より処理対象物の受入ができるよう工事工程が具体的に提案されているか。 | 3 | |
| 安全対策 | 安全対策 | ・工事期間中における工事請負業者、運営事業者及び本組合職員の安全対策、作業環境の確保並びに公害防止に向けた足場や工事区画等の直接仮設や養生等の方策が具体的に提案されているか。 | 2 | 7 |
| | | ・事故防止に向けた工事中の施設運営における搬入車両及び工事車両、一般車両等を考慮した仮設計画並びに車両動線が具体的に提案されているか。 | 2 | |
| | 周辺環境への対策 | ・工事期間中における周辺環境への騒音・振動等の対策が具体的に提案されているか。 | 3 | |

| 評価項目 | 評価の細目 | 評価の視点 | 配点 | |
|--------------------|-----------------|--|----|----|
| 3 長期包括運營業務委託に関する事項 | | | 20 | |
| 運転管理業務 | 運転管理 | ・施設稼働条件を遵守・担保するための運転手法や燃焼管理等の方策が具体的に提案されているか。 | 2 | 10 |
| | 事故対応 | ・平常時又は非常時（停止時、補修時等）のトラブル等を踏まえた事故、誤操作などの防止策及び事故発生時の対応策が具体的に提案されているか。 | 2 | |
| | ごみ量及びごみ質の変動対応 | ・処理量が計画量を上回る場合、又はごみ質が計画値より変動する場合、本組合が支払う委託料の増減を生じさせない対応策及び対応可能範囲（許容可能な処理量及びごみ質の変動範囲）が具体的に提案されているか。 | 4 | |
| | 適正運転（測定項目及び頻度） | ・施設の運転が、関係法令、施設稼働条件等を満たしていることを確認するための測定項目及び頻度が具体的に提案されているか。 | 2 | |
| 維持管理業務 | 補修・更新 | ・施設の基本性能を維持するための補修・更新計画が具体的に提案されているか。 | 3 | 5 |
| | 業務終了時の施設引渡し | ・業務終了時の施設引渡しに際して、継続して施設を使用することに支障のない状態であることを確保するための考え方が具体的に提案されているか。 | 2 | |
| 環境管理業務 | 環境保全及び作業環境保全の遵守 | ・関係法令、施設稼働条件等を遵守するための環境保全基準、作業環境保全基準及び自主管理基準値の考え方、基準を遵守するための対策が具体的に提案されているか。 | 2 | 2 |
| その他 | 災害対応 | ・災害発生時における組織体制及び対処方法等並びにごみ処理を継続するための人員確保及び用役調達の考え方が具体的に提案されているか。 | 3 | 3 |

| 評価項目 | 評価の細目 | 評価の視点 | 配点 | |
|------|------------------|--|----|---|
| 4 | 業務経営に関する事項 | | 8 | |
| 収支計画 | 運営費 | ・運営に係る各費用の考え方について合理的かつ経済的な提案がされているか。 | 3 | 8 |
| | 固定額による委託料支払いへの対応 | ・実際の運営費用の変動に対して適切な対応策が提案されているか。 | 3 | |
| | 業務収支計画の適切性 | ・業務収支の健全性、長期収支計画の安定性について実現性のある提案がされているか。 | 2 | |

(2) 技術評価項目の得点化方法

それぞれの技術評価項目における配点を次に示す4段階により、各選定委員会委員が個別に得点化し、各委員が個別に得点化した合計の平均点を技術評価点とする。

なお、技術評価点の算出にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出する。

| 評価 | 評価基準 | 得点化方法 |
|----|-----------------------|---------|
| A | 当該評価項目において、特に優れている | 配点×1.00 |
| B | AとCの中間程度 | 配点×0.75 |
| C | 当該評価項目において、優れている | 配点×0.50 |
| D | 当該評価項目において、要求水準を満たす程度 | 配点×0.25 |

(3) 提案価格の確認

本組合は、価格提案書に記載された事業期間中の本組合の支払合計額（以下「提案価格」という。）が、契約上限金額を超えていないことを確認する。

なお、契約上限金額を超えている資格審査通過者は失格とする。

(4) 提案価格の得点化方法

契約上限金額を超えていない資格審査通過者の提案価格のうち、最も提案価格の低い（以下「最低提案価格」という。）資格審査通過者の価格評価点を満点（40点）とし、他の提案価格は次の算定式により得点化する。

なお、価格評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出する。

【考え方】

提案価格の内、最低提案価格を価格評価満点とし、資格審査通過者の提案価格は、最低提案価格との比率から得点化する。

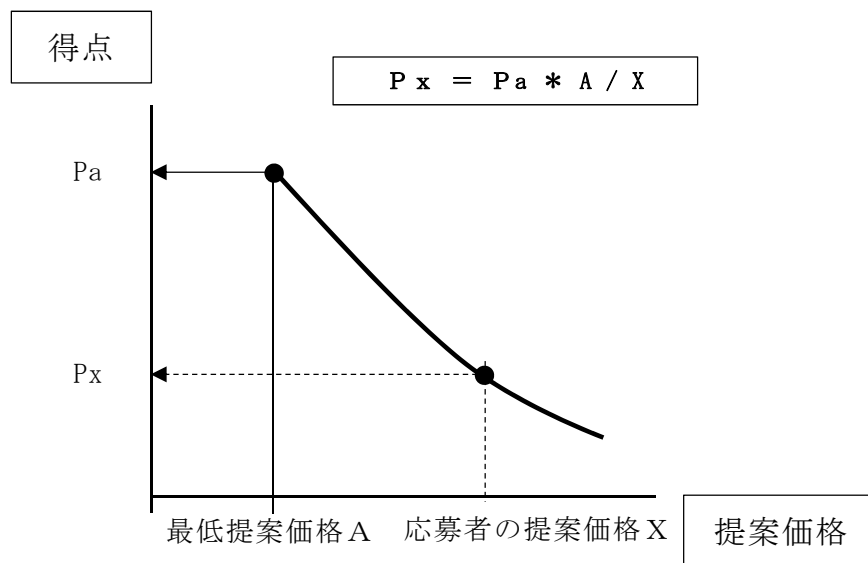
【評価の算式】

$$\text{価格評価点 } P_x = P_a * A / X$$

P_a : 価格評価満点 (40 点)

A : 最低提案価格

X : 資格審査通過者の提案価格



※ 数値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとする。

(5) 総合評価値

技術評価点と価格評価点を合計して、総合評価値を算出する。

なお、総合評価値の満点は100点とする。

$$\text{総合評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

| 評価項目 | | 配点 | 合計 |
|----------------------------|-----------------|----|-----|
| 1 事業全体に関する事項 | 1) 事業計画 | 5 | 15 |
| | 2) 事業の監視・リスク管理 | 6 | |
| | 3) 地元雇用・地元企業の活用 | 4 | |
| 2 基幹的設備改良工事に関する事項 | 1) 二酸化炭素排出抑制の取組 | 4 | 17 |
| | 2) 工程管理 | 6 | |
| | 3) 安全対策 | 7 | |
| 3 長期包括運營業務委託に関する事項 | 1) 運転管理業務 | 10 | 20 |
| | 2) 維持管理業務 | 5 | |
| | 3) 環境管理業務 | 2 | |
| | 4) その他 | 3 | |
| 4 業務経営に関する事項 | 1) 収支計画 | 8 | 8 |
| 技術評価点 (α) | | | 60 |
| 価格評価点 (β) | | | 40 |
| 総合評価値 ($\alpha + \beta$) | | | 100 |

第5章 優先交渉権者の選定

選定委員会は、提案書類を提出した資格審査通過者の提案内容に対して、総合評価の合計（技術評価点と価格評価点の合計）が、最も高い提案を行った者を優先交渉権者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

なお、選定委員会は、すべての提案書類について、業務委託契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、優先交渉権者を選定しないことがある。

また、優先交渉権者が参加申込書の提出の日から業務委託契約締結の日までの間に、本組合から指名停止の措置等を受けた場合は、次点交渉権者を業務委託契約の交渉相手方とする。この場合において、優先交渉権者に生じる損害について、本組合は一切の責を負わない。

本組合は、選定委員会による審査結果を踏まえ優先交渉権者を事業者として決定し、その結果は本組合構成市町のホームページにおいて公表する。